

## 弔電等の送付規定

2017年6月5日 運営委員会で可決  
緑の党グリーンズジャパン細則第3号

### (目的)

第1条 この規程は、緑の党グリーンズジャパンの現職役員およびその家族が死亡したときに、弔電の送付などについて定めたものである。

### (範囲)

第2条 弔電を送る場合は以下の各号のとおりとする。

- ①本人の死亡（共同代表・運営委員・地域代表協議会委員・都道府県本部共同代表）
- ②家族の死亡
- ③その他運営委員会が必要と認めたとき

### (家族の定義)

第3条 前条に定める家族とは、配偶者、子、父母とする。

### (見舞金など)

第4条 前各条に定めのないものでも、運営委員会が支給の必要のあると認めた場合には、供花、見舞金を支給することができる

付則 この細則は2017年6月5日より実施します。